

高齢の人の介護やひとり暮らしの人などの生活に関するお困りごとは

「豊明市地域包括支援センター」

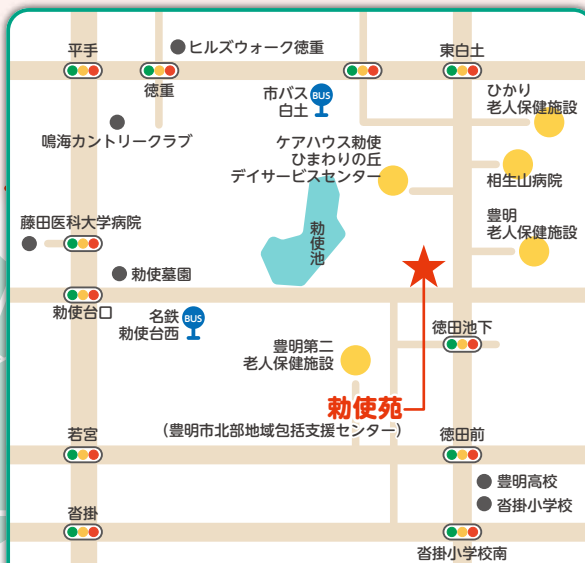
へご相談ください。

豊明市北部地域包括支援センター(豊明団地出張所)

〒470-1131 豊明市二村台3丁目1番地1
(豊明団地商店街内)

月曜～金曜日(9:00～16:00)

交通案内 前後駅下車、
勅使台及び藤田医科大学病院
方面名鉄バスで約5分
センター前下車徒歩3分。



豊明市北部地域包括支援センター

〒470-1102 豊明市沓掛町勅使8番地105
特別養護老人ホーム勅使苑内

月曜～金曜日(8:45～17:30)

電話(0562)85-6622 **FAX**(0562)95-1611

担当区域 沓掛町、二村台、間米町

交通案内 前後駅下車、勅使台行き名鉄バスで約15分
勅使台西下車。バス停より東へ徒歩約10分。



豊明市南部地域包括支援センター

〒470-1166 豊明市栄町大根1番地143
特別養護老人ホーム豊明苑内

月曜～金曜日(8:45～17:30)

電話(0562)96-0808 **FAX**(0562)96-1881

担当区域 栄町、新栄町

交通案内 前後駅から南へ約2km、徒歩約20分。
車で約5分。



豊明市中部地域包括支援センター

〒470-1112 豊明市新田町吉池18番地8
豊明勤労会館1F

月曜～土曜日、祝日(ゴールデンウィーク・年末年始を除く)
(9:00～17:30)

電話(0562)85-3133 **FAX**(0562)85-1331

担当区域 三崎町、西川町、新田町、大久伝町、阿野町、前後町

交通案内 前後駅下車、吉池団地行き名鉄バスで約8分。
「総合福祉会館」下車約2分。

ともに
はぐくむ

介護保険

令和6年4月
制度改正対応版

わかりやすい利用の手引き

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



土曜・祝日専用受付電話(※) (※)相談の一時受付を行い、平日に担当地域のセンターへおつなぎいたします。

tel.(0562)85-3133

受付時間 9:00～17:30 中部地域包括支援センター

豊明市 長寿課

電話 0562-92-1261

FAX 0562-92-1141

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです



40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

令和6年度 介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスに関して

介護予防支援を居宅介護支援事業者（指定を受けた事業所のみ）に依頼できるように。（令和6年4月から）▶10・11 ページ

一部の福祉用具について貸与と購入を選択できるように。（令和6年4月から）▶22 ページ

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更。（令和6年4月から）▶13～21 ページ

特定入所者介護サービス費の限度額の変更。（令和6年8月から）▶21 ページ

介護保険料の変更。（令和6年4月から）▶33 ページ



もくじ

しくみと加入者

介護保険のしくみ ————— P.4

サービス利用の手順

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス ————— P.6

サービス利用の流れ② ケアプランの作成からサービス利用まで — P.10

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスの種類と費用 ————— P.12

①自宅を中心に利用するサービス ————— P.13

②介護保険施設で受けるサービス ————— P.20

③生活環境を整えるサービス ————— P.22

介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業 自分らしい生活を続けるために ————— P.24

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減 ————— P.30

介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています ————— P.32

事業者一覧

介護保険サービス提供事業者一覧 ————— P.36

しくみと加入者

サービス利用の
手順

介護保険サービスの
種類と費用

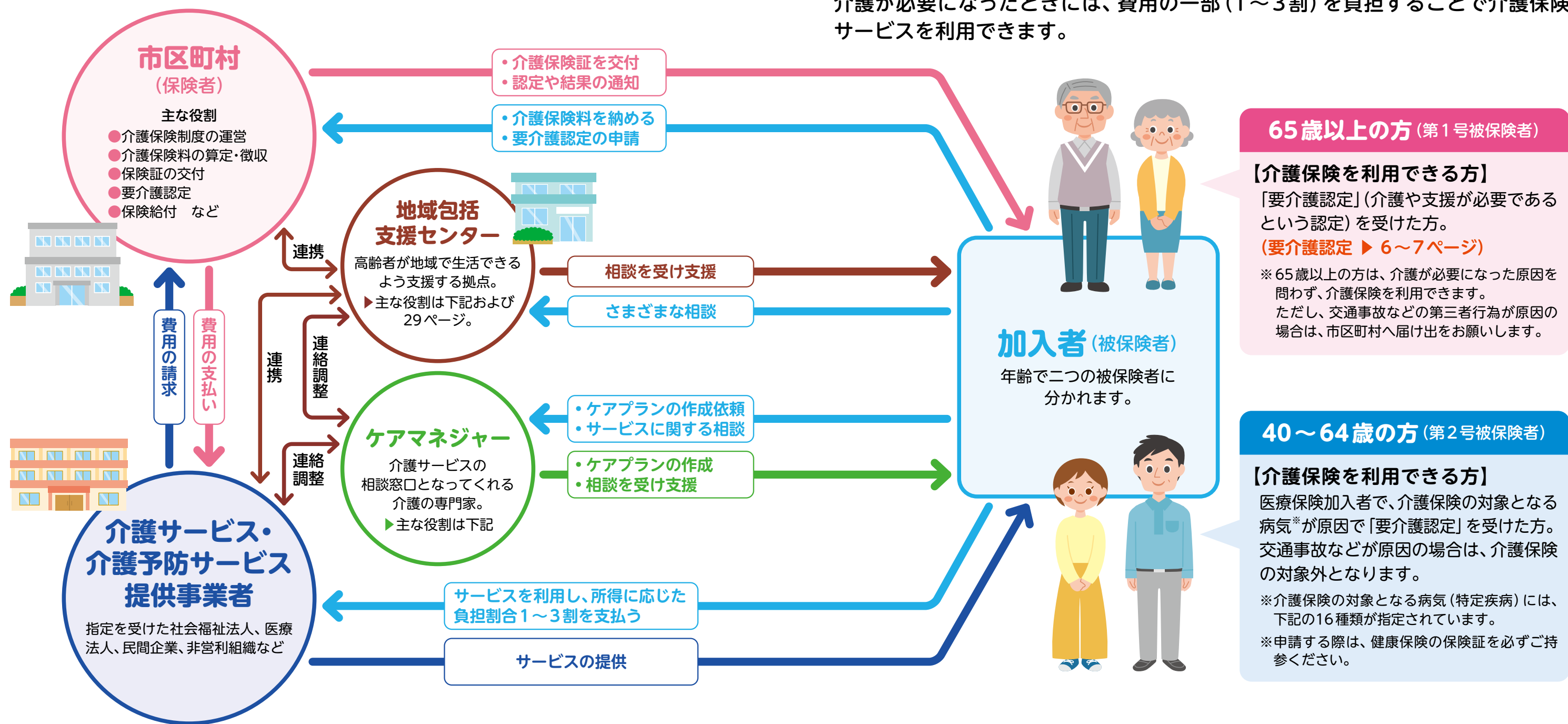
介護予防・日常生活
支援総合事業

費用の支払い

介護保険料の
決まり方・納め方

事業者一覧

住み慣れた地域でいつまでも元気に



「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな生活に関する困りごとに対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス



介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、市区町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

1 | 相談する

市区町村の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 | 心身の状態を調べる

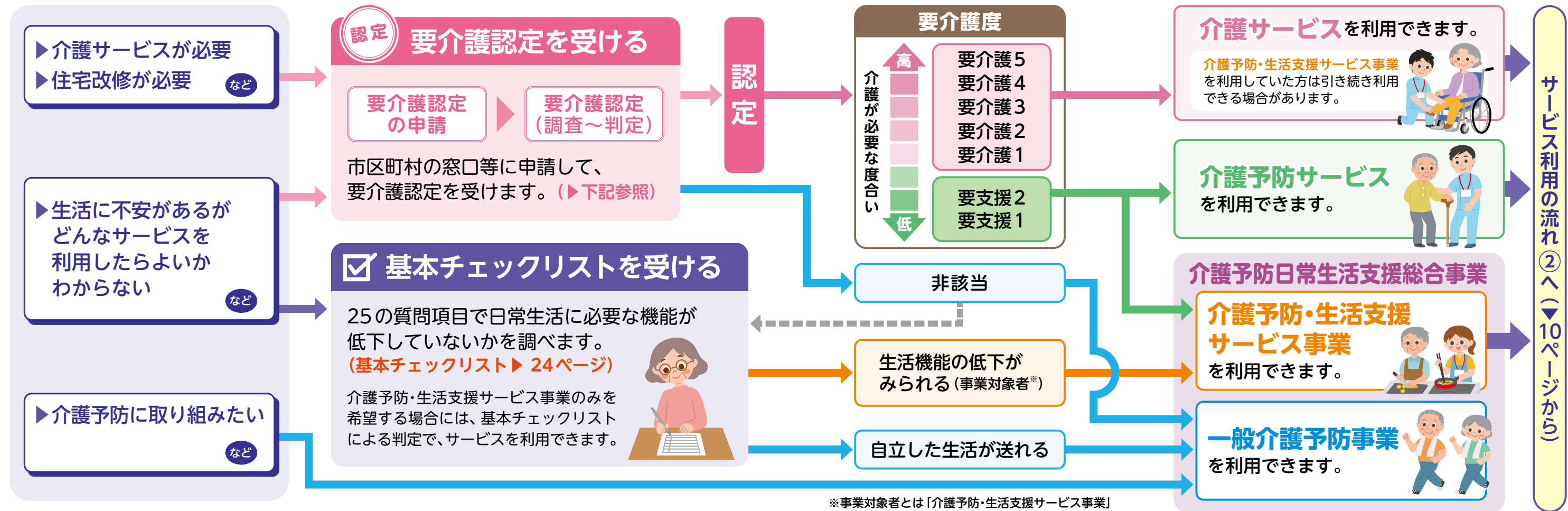
要介護認定または**基本チェックリスト**を受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

1 要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業者 ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ✓ 申請書
- ✓ 介護保険証
- ✓ 健康保険の保険証
- ✓ マイナンバーと身元確認書類

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。
※かかりつけの医師を確認しておきましょう。

2 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査

市区町村の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

主治医の意見書

市区町村の依頼により主治医が意見書を作成。

一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。



介護保険証（介護保険被保険者証）

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。介護保険証を受け取ったら内容を確認して、大切に保管しておきましょう。

介護保険被保険者証

被保険者	番号						
住所	フリガナ						
氏名	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性別	男・女
交付年月日	年 月 日						
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村						

大切に保管
しましょう。

交付
対象者

- 65歳以上の方
- ・1人に1枚交付されます。
- ・65歳になる月（誕生日が1日の方は前月）に交付されます。

必要な
とき

- 40～64歳の方
- ・要介護認定を受けた方に交付されます。
- ・要介護認定の申請をするとき（65歳以上の方）
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するときなど

負担割合証（介護保険負担割合証）

介護保険サービス等を利用するときの負担割合（1～3割）が記載されています。

介護保険負担割合証

交付年月日	年 月 日							
被保険者	番号							
住所	フリガナ							
氏名	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日			
利用者負担の割合	適用期間							
割	開始年月日	年	月	日	終了年月日	年	月	日
割	開始年月日	年	月	日	終了年月日	年	月	日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村							

負担割合（1～3割）が
記載されます。

交付
対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要な
とき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期間】
1年間（8月1日～翌年7月31日）

大切に保管
しましょう。

▶負担割合に関して、詳しくは34ページ。

介護保険証、負担割合証はイメージです。市区町村により内容や色が異なります。

「訪問調査」とは？

訪問調査では「片足で立っていただけるか」「何かにつかまらないうで起き上がれるか」など、あらかじめ定められた項目を調査員（市区町村の職員や委託されたケアマネジャー）が質問します。

【訪問調査を受けるときのポイント】

- 本人だけでなく、介護している方が同席する
- 24時間通しての様子を伝える（夜間の様子なども伝える）

伝えたいことを事前に
まとめておきましょう。



基本調査

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| ● 麻痺などの有無 | ● 洗身 | ● 意思の伝達 |
| ● 拘縮の有無 | ● つめ切り | ● 記憶・理解 |
| ● 寝返り | ● 視力・聴力 | ● 問題行動 |
| ● 起き上がり | ● 移乗・移動 | ● 薬の内服 |
| ● 座位保持 | ● えん下・食事摂取 | ● 金銭の管理 |
| ● 両足での立位保持 | ● 排泄 | ● 日常の意思決定 |
| ● 歩行 | ● 清潔 | ● 社会生活への適応 |
| ● 立ち上がり | ● 衣服の着脱 | ● 過去14日間にうけた医療 |
| ● 片足での立位 | ● 外出頻度 | ● 日常生活自立度 |

概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

要介護と要支援の違い

要介護認定の結果は、「自立」、「要支援1・2」、「要介護1～5」のいずれかになります。結果によって利用できるサービスなどに違いがあります。

要介護と要支援とでは
利用できるサービスや
サービス利用の手順が
異なります。

要介護度	心身の状態のめやす	利用できるサービスと利用手順
高	要介護5	【利用できるサービス】 ● 介護サービス 【サービスの利用手順】 ● 居宅介護支援事業者のケアマネジャーとケアプランを作成 ● 施設に入所してケアプランを作成
介護が必要	要介護4	
	要介護3	
	要介護2	
	要介護1	
中度	要支援2	【利用できるサービス】 ● 介護予防サービス ● 介護予防・生活支援サービス事業 【サービスの利用手順】 ● 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成
低	要支援1	
非該当（自立）	日常生活はほぼ自立している状態。	地域支援事業 ※基本チェックリストの結果、事業対象者となった方は、介護予防・生活支援サービス事業を受けられる。

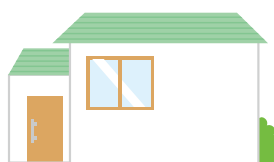
サービス利用の流れ② ケアプランの作成から サービス利用まで

サービス利用の手順

サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 市区町村などが発行する事業者一覧のなかから **居宅介護支援事業者** (ケアマネジャーを配置しているサービス事業者) を選び、連絡します。
- 担当の **ケアマネジャー** が決まります。



2 ケアプラン※¹を作成

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



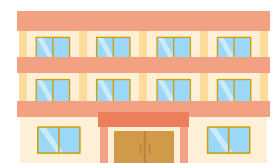
3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業 を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。



介護保険施設へ
入所したい



1 介護保険施設に連絡

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン※¹を作成

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

ケアプランにそって介護保険の **施設サービス** を利用します。



要支援1・2の方

1 地域包括支援センター等に連絡

地域包括支援センター等に連絡、相談をします。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

2 介護予防ケアプラン※¹を作成

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



サービス事業者と契約する際の注意点

- ☐ 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- ☐ 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- ☐ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- ☐ 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- ☐ 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。
疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。



通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。



1 地域包括支援センターに連絡

地域包括支援センターに連絡します。



2 ケアプラン※¹を作成

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※²します。
- ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



介護予防・生活支援サービス事業対象者

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

	▶ P.13~14	自宅を訪問してもらう	
	▶ P.15~16	施設に通って利用する	
	▶ P.17	短期間施設に泊まる	
	▶ P.18	通いを中心とした複合的なサービス	
	▶ P.19	自宅から移り住んで利用する	
	▶ P.20	介護保険施設に移り住む	
	▶ P.22~23	生活する環境を整える	

各サービスの見方

利用できる要介護度を示します。

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1~5 要支援1~2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

症と診断された方が食事・入浴など養や支援、機能訓練を日帰りで受けます。

自己負担(1割)のめやす[7~8時間未満の利用の場合]

要支援1	861円	要介護3	1,210円
要支援2	961円	要介護4	1,319円
要介護1	994円	要介護5	1,427円
要介護2	1,102円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかです。(▶P.30参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護1~5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



要支援1~2 介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーなどに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

※小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

①自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

日常生活の手助けを受ける

要介護1~5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分~30分未満	244円
	30分~1時間未満	387円
生活援助 中心	20分~45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	97円
-------------	-----

〈身体介護〉
●食事、入浴、排せつの介助
●衣類の着脱の介助
●服薬の確認
など

〈生活援助〉
●住居の掃除
●洗濯 ●買い物
●食事の準備、調理
●薬の受け取り など

※要支援の方は利用できません。

自宅で入浴の介助を受ける

要介護1~5 要支援1~2

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす
[1回あたり]

要支援1~2	856円	要介護1~5	1,266円
--------	------	--------	--------





自宅で看護を受ける

要介護1～5 要支援1・2

訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす
【30分～1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1・2	553円	794円
要介護 1～5	574円	823円

自宅でリハビリをする

要介護1～5 要支援1・2 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	要支援 1・2	298円
	要介護 1～5	308円

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1～5 要支援1・2 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

夜間に訪問介護を受ける

要介護1～5 地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。

自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

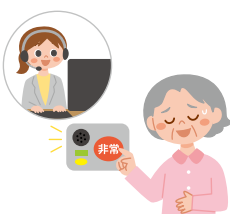
1カ月	989円
-----	------

※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護1～5 地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護 1	5,446円	7,946円	基本対応 989円
要介護 2	9,720円	12,413円	
要介護 3	16,140円	18,948円	
要介護 4	20,417円	23,358円	
要介護 5	24,692円	28,298円	

※要支援の方は利用できません。



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。
(利用するメニューによって費用が加算されます)

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	658円	要介護 4	1,023円
要介護 2	777円	要介護 5	1,148円
要介護 3	900円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753円	要介護 4	1,172円
要介護 2	890円	要介護 5	1,312円
要介護 3	1,032円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用を試みることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

介護公表 検索



介護サービス情報公表システム
二次元バーコード

施設に通ってリハビリをする

介護保険サービスの種類と費用

施設に通ってリハビリをする

要介護1～5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。
(利用するメニューによって費用が加算されます)

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	762円	要介護4	1,215円
要介護2	903円	要介護5	1,379円
要介護3	1,046円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。



要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。
(利用するメニューによって費用が加算されます)

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,268円	要支援2	4,228円
------	--------	------	--------

※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要支援1	861円	要介護3	1,210円
要支援2	961円	要介護4	1,319円
要介護1	994円	要介護5	1,427円
要介護2	1,102円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。



リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

- 理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。
- 作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。
- 言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】

(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要支援1	529円	451円	451円
要支援2	656円	561円	561円
要介護1	704円	603円	603円
要介護2	772円	672円	672円
要介護3	847円	745円	745円
要介護4	918円	815円	815円
要介護5	987円	884円	884円



医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要支援1	624円	579円	613円
要支援2	789円	726円	774円
要介護1	836円	753円	830円
要介護2	883円	801円	880円
要介護3	948円	864円	944円
要介護4	1,003円	918円	997円
要介護5	1,056円	971円	1,052円



- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ)について	ユニット型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設している個室
	ユニット型個室の多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋
	従来型個室	リビングスペースを併設していない個室
	多床室	定員2人以上の相部屋

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。

例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

介護保険サービスの種類と費用



通いを中心とした複合的なサービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 3	22,359円
要支援 2	6,972円	要介護 4	24,677円
要介護 1	10,458円	要介護 5	27,209円
要介護 2	15,370円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5 地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※豊明市内に、サービスを実施している事業所はありません(令和6年7月1日現在)。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	12,447円	要介護 4	27,766円
要介護 2	17,415円	要介護 5	31,408円
要介護 3	24,481円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に身体・認知機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。

積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。

自分らしい生活へ

外出するのも楽しくなった

できることが増えてきた

できることは自分で



自宅から移り住んで利用する

有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	183円	要介護 3	679円
要支援 2	313円	要介護 4	744円
要介護 1	542円	要介護 5	813円
要介護 2	609円		

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

地域の小規模な有料老人ホームなどでサービスを受ける

要介護1～5 地域密着型サービス 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※豊明市内に、サービスを実施している事業所はありません(令和6年7月1日現在)。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	546円	要介護 4	750円
要介護 2	614円	要介護 5	820円
要介護 3	685円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護1～5 要支援2 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円	要介護 3	812円
要介護 1	753円	要介護 4	828円
要介護 2	788円	要介護 5	845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。

地域の小規模な介護老人福祉施設でサービスを受ける

要介護3～5 地域密着型サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	828円	745円	745円
要介護 4	901円	817円	817円
要介護 5	971円	887円	887円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

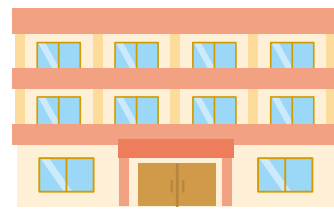
※要支援の方は利用できません。

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

介護保険サービスの種類と費用

②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



介護保険サービスの種類と費用

介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護3～5

介護老人福祉施設
【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護 4	約26,580円	約24,060円	約24,060円
要介護 5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護 2	約25,440円	約22,890円	約25,290円
要介護 3	約27,390円	約24,840円	約27,240円
要介護 4	約29,040円	約26,490円	約28,830円
要介護 5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護 2	約28,800円	約24,960円	約28,290円
要介護 3	約35,970円	約32,100円	約35,460円
要介護 4	約39,000円	約35,160円	約38,490円
要介護 5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
(従来型個室、多床室、ユニット型個室などの違いについて▶P.15参照)
- ※要支援の方は利用できません。

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

※令和7年8月から多床室の金額が変わります。

- 介護老人福祉施設等: 915円
- 介護老人保健施設・介護医療院で
室料を徴収する場合: 697円
室料を徴収しない場合: 437円

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)※	1,445円

令和6年
7月まで

令和6年
8月から

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者 負担 段階	所得の状況※1		預貯金等の 資産※2の状況		居住費(滞在費)				食費
					ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	
令和6年7月まで	1	生活保護受給者の方等	要件なし		820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
		世帯全員が住民税非課税							
		老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下		820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下		820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
令和6年8月から	3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
		世帯全員が住民税非課税							
		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]
	3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]

令和6年8月から	1	生活保護受給者の方等	要件なし		880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
		世帯全員が住民税非課税							
		老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下		880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
	2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下		880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
	3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下		1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
		世帯全員が住民税非課税							
		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下		1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]
	3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下		1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

- 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
- ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。
- ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
- 不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

③生活環境を整えるサービス

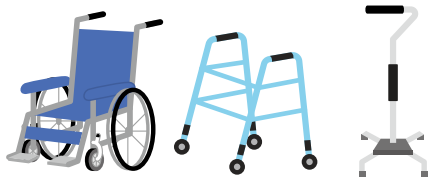
生活する環境を整える

介護保険サービスの種類と費用

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



		要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
		要介護1		
○ = 利用できる。				
✕ = 原則として利用できない。				
▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。				
・手すり(工事をともなわないもの)	・スロープ(工事をともなわないもの)	○	○	○
・歩行器	・歩行補助つえ			
・車いす	・車いす付属品(クッション、電動補助装置等)	✕	○	○
・特殊寝台	・特殊寝台付属品			
・体位変換器	・認知症老人徘徊感知機器			
	・移動用リフト			
・自動排せつ処理装置		▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。
適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者者に相談しましょう。
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに**貸与価格の上限額が設定**されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。
一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **変更ポイント**
固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

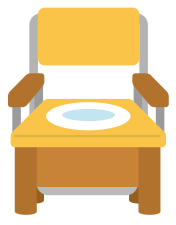
福祉用具を買う

要介護1～5 要支援1・2

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器
- ・簡易浴槽
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- ・固定用スロープ
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。
(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。

生活する環境を整える

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口で相談しましょう。



介護保険の対象となる工事の例

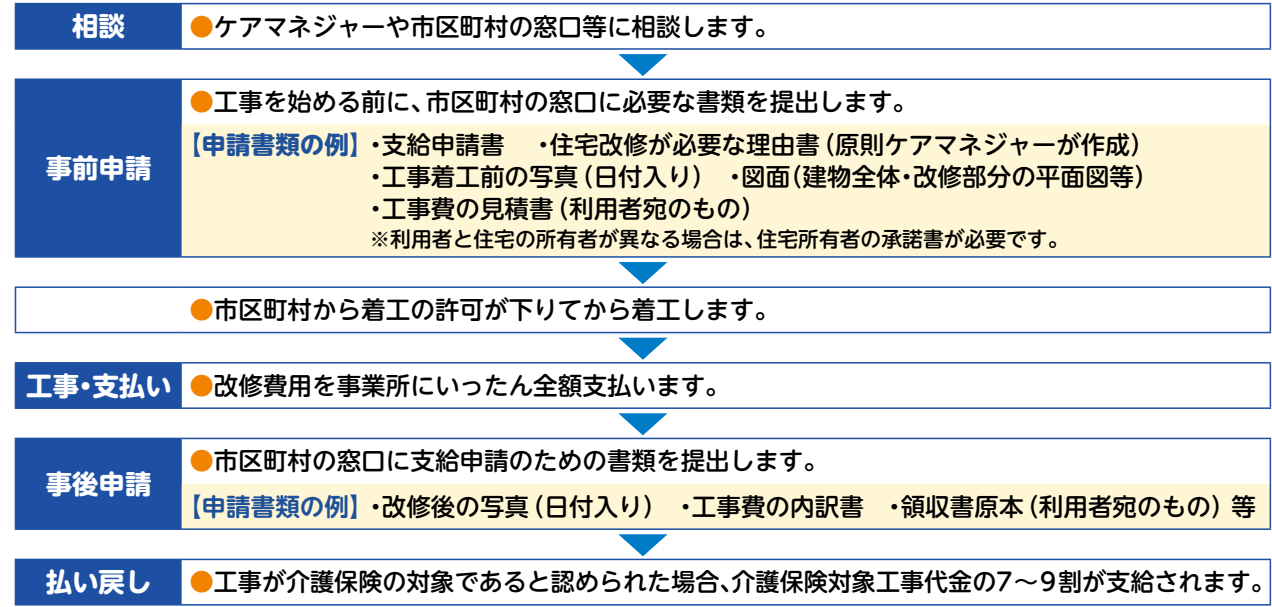
- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円(原則1回限り)
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。

●手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】

事前と事後に申請が必要です



介護保険サービスの種類と費用

総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となったとき、本人が希望し、市区町村が必要と判断すれば、**介護予防・生活支援サービス事業**を引き続き利用できます。

総合事業を利用するには

まずは、地域包括支援センターまたは、市区町村の担当課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



☑ 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかがわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- ☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか
- ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- ☐ 週に1回以上は外出していますか
- ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



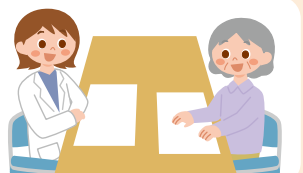
介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。
※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

- 対象者**
- 要支援1・2の方
 - 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
 - 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、市区町村が必要と判断した方

介護予防 ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



訪問型 サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。地域住民が主体となったボランティアによるゴミ出しなどの支援から、介護事業者による介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



通所型 サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。地域住民が主体となった体操や運動等のサービスから、介護事業者による介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上の人すべてが利用できるサービスです。
地域の自分で行ける身近な場所で、顔なじみの人と一緒に取り組めるよう用意しています。少し体力が落ちてきた方や、介護予防・生活支援サービスを終了された方が体力の維持・向上のために継続して通っていただけるプログラムです。

まちかど運動教室

地域の歩いて行ける身近な集会所等で、筋力向上を目的とした1時間程度の運動プログラムを提供します。
椅子に座ったままのストレッチや筋トレなど、お体の状態に合わせて取り組みます。

- 場 所 各地区の集会所等
- 日 程 月2～4回（1時間程度）



ふれあいミニデイサービス

健康づくり体操や認知症予防のための音読（読み語り）、季節ごとの行事を取り入れた多彩なプログラムです。
季節の食材をふんだんに取り入れた手作りの昼食が大変好評です。

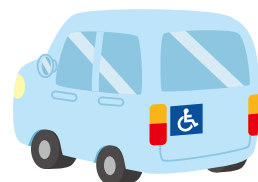
- 場 所 市内（JAあいち尾東ほか）
- 日 程 月1～2回（午前～午後）



送迎つき介護予防教室 らくらす

運動器・口腔機能向上や、栄養・認知症予防のための講座、茶話会やレクリエーション・ゲームなども行います。ご自身の体調やご興味に合わせてご参加下さい。

- 実施日 火～金曜日
- 実施場所 老人福祉センター（福祉体育館1F）
- 料 金 無料
- 内 容 健康体操と日替り専門講座
- その他 巡回バスによる 送迎あり



地域サロン

ご近所の身近な場所に気軽に集まり、筋力維持、閉じこもり予防に取り組めるよう、地域のサポーターの協力を得て、体操や季節のイベント、健康講座、創作活動などさまざまなプログラムを実施しています。

- 場 所 市内（各地域）
- 日 程 月1回～ 各地域により異なる



各プログラムの日程、場所などの詳細は、地域ケア推進係（☎92-1261）へ

元気アッププログラムの流れ

約6か月の短期集中リハビリで以前の「ふつうの暮らし」へ戻るための特別コース



暮らしの
困り事
をお手伝い

おたがいさまセンター ちゃっと

生活のちょっとした困りごとを、「おたがいさま」の気持ちで、住民の生活サポーターがお手伝いします。



サービス内容（生活サポート事業）

- | | | |
|--------------------|------------------|----------------------|
| ① 簡単な掃除 | ⑦ 布団干し、取入れ | ⑬ 花、植木の水やり |
| ② 買い物 | ⑧ 季節物の取り換え | ⑭ 狭い範囲の草取り |
| ③ 調理 | ⑨ 簡単な縫い物 | ⑮ 簡単な剪定 |
| ④ ゴミ出し | ⑩ 電球、電池交換 | ⑯ その他（上記以外でもご相談ください） |
| ⑤ 話し相手 | ⑪ 家具の移動（粗大ゴミ出し等） | |
| ⑥ 外出の付き添い（通院、買い物等） | ⑫ 簡単な家具の補修 | |

※道具は利用者様宅の物を使用させていただきます。

利用料金（チケット制）

- 活動時間は30分単位
- 30分以内はチケット1枚（250円）
- 1時間以内はチケット2枚（500円）
- 1時間を超えた時は30分ごとに250円（チケット1枚）がかかります。

※チケットはちゃっとのコーディネーターが訪問のうえ販売

時間貯金について（生活サポーター）

- 活動した時間を貯金し、将来自分が困った時に貯めた時間分を生活サポート事業に活用できます。
- 時間貯金は換金もできます。

地域で元気に ～介護予防に取り組みましょう～

まだ介護が必要でない方は、市区町村の介護予防の教室等*を利用しましょう。ここでは、自分で取り組める介護予防の方法をお伝えします。

*介護予防の取り組みは、市区町村によって異なります。

バランスよくしっかり食べましょう

栄養

栄養バランスのよい食事を心がけましょう。
肉や魚、卵などのたんぱく質をしっかりととりましょう。

1日3食抜かずに
バランスよく食べる



たんぱく質を
十分にとる



さまざまな野菜を
毎日食べる



カルシウムの不足
に気をつける



体を動かす時間を増やしましょう

運動

散歩（ウォーキング）や体操、筋力トレーニングを生活に取り入れましょう。

散歩（ウォーキング）

・散歩の習慣をつけましょう。
可能な方は、少し速めに歩くことを意識すると、さらに運動効果が高まります。



体操

・体操教室や地域サロンに参加しましょう。



ふくらはぎの筋トレ

1セット 10回



- 1 いすの背もたれをつかみ、軽く脚を開いてまっすぐ立つ。
- 2 体が高くなるように、かかとを上げ下げする。

・回数は目安です。体力や体の状態に合わせて回数を設定してください。
・4秒かけてゆっくり行い、4秒かけてゆっくり戻しましょう。

体に痛みなどがある人は、運動を行う前に医師に相談しましょう。

「お口の体操」で口の健康を保ちましょう

口の体操

むせやすい、飲み込みにくい等の症状はありませんか？
お口の体操を続けることでお口の機能が向上し、しっかり栄養が取れるうえに、誤嚥性肺炎の予防や免疫の向上につながります。

食前のだ液腺 マッサージを 習慣に

- ・上の奥歯の辺りに手を当て、後ろから前へ押し付けるように回します。（耳下腺のマッサージ）
- ・あごの骨に沿って、耳の下からあごの下まで4か所程を順番に親指で下からつき上げるように押します。（顎下腺と舌下腺のマッサージ）



地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは 高齢者の総合相談窓口です

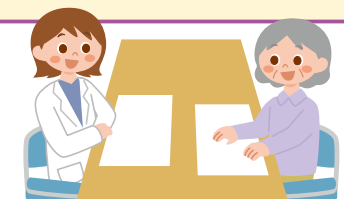
地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとへの対応のほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。



地域包括支援センターが行っている主な支援

自立した生活ができるよう介護予防をすすめます

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



介護に関する悩みなどさまざまな相談に応じます

介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。



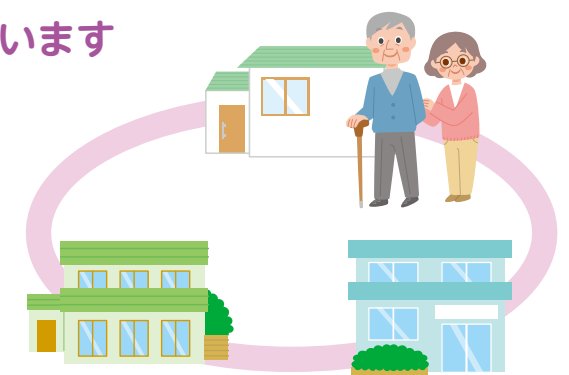
高齢者のみなさんの権利を守ります

消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援や、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。



暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス事業者や医療・行政機関のネットワークづくりを進めています。
また、主任ケアマネジャーが地域のケアマネジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めます。



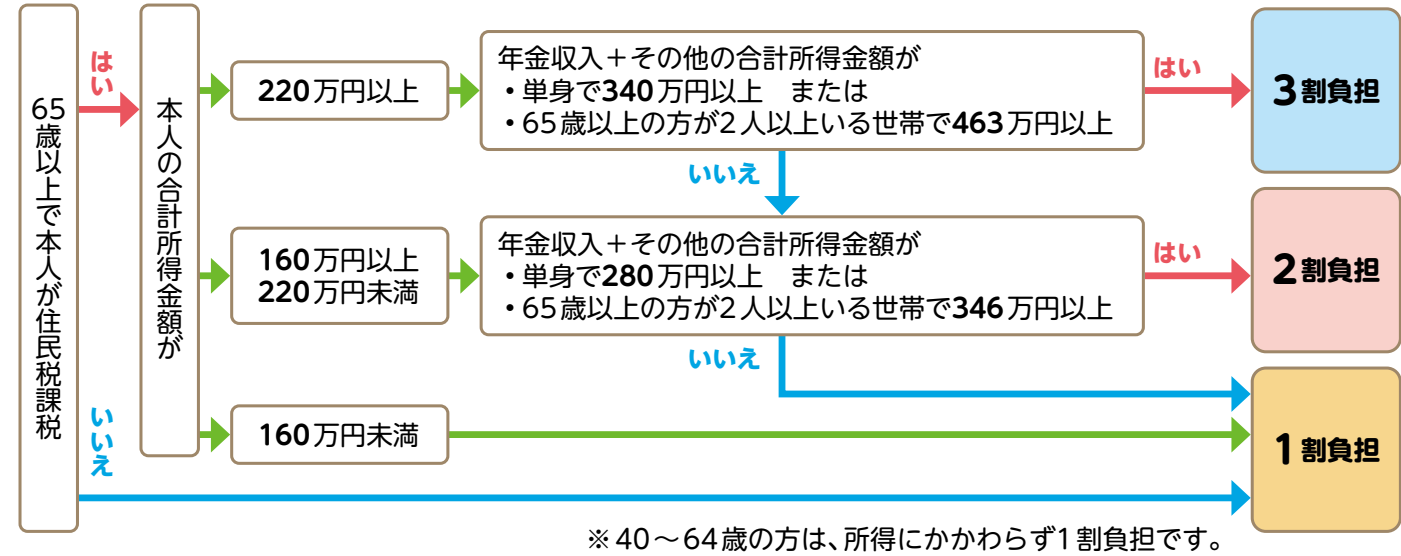
認知症は早期発見・治療が大切。認知症のサインに注意しましょう

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



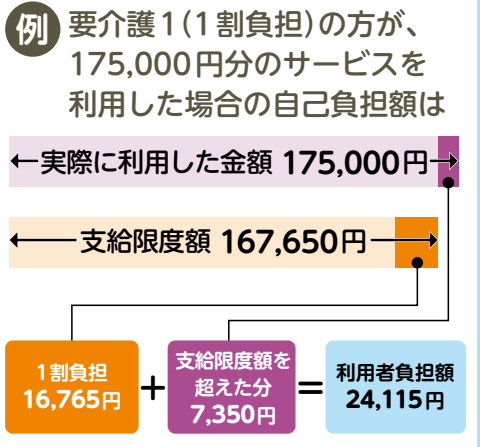
●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。



■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※ 介護予防サービスについても同様です。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

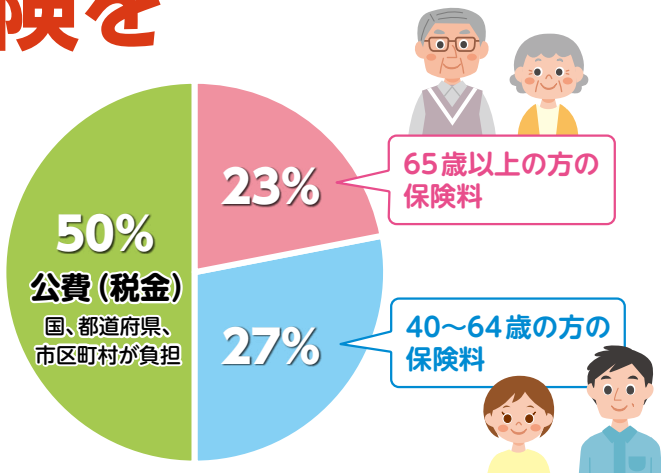
区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方) ※介護保険サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。	19万円

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。
介護保険料はきちんと納めましょう。



65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、豊明市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

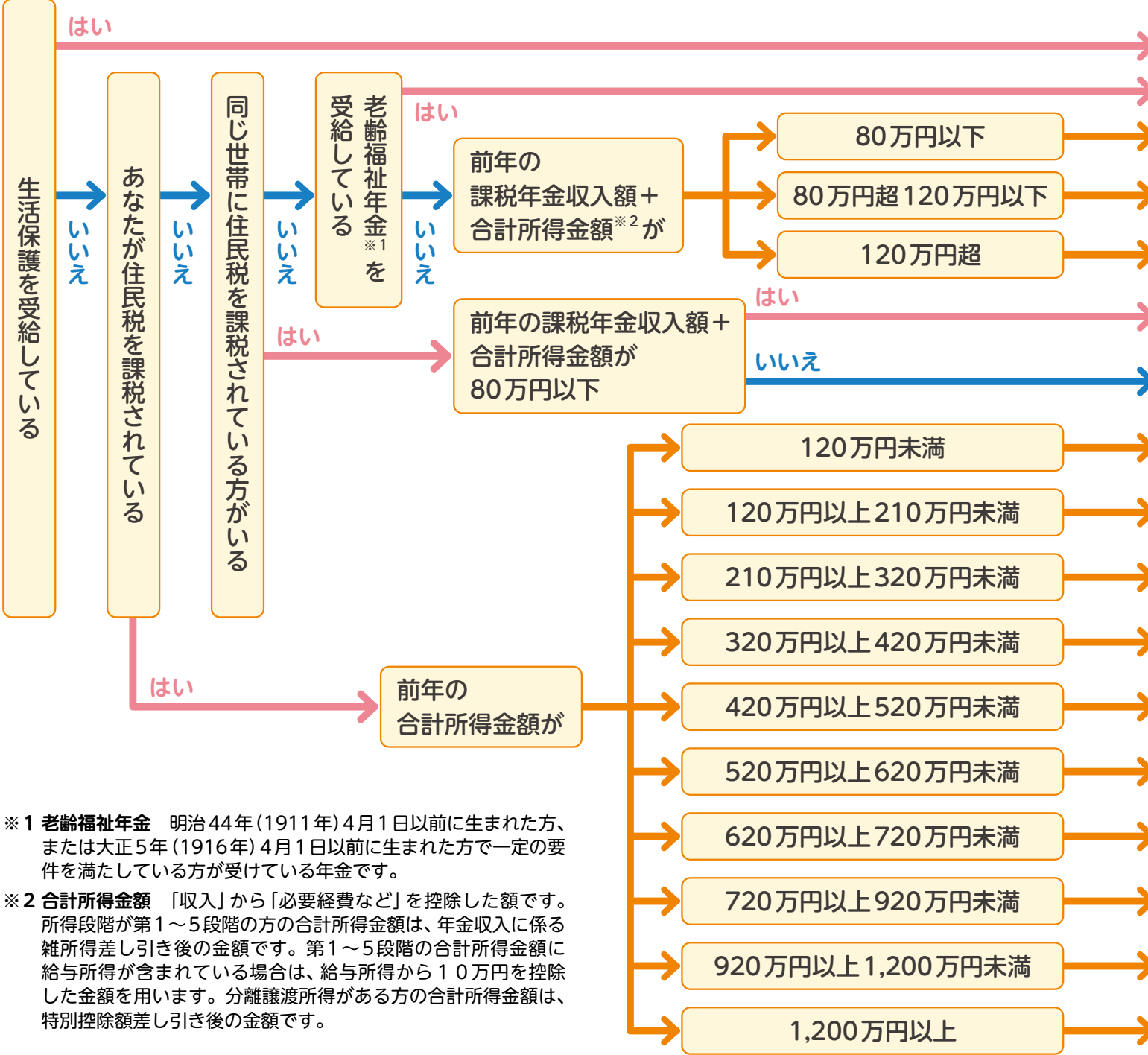
基準額の決まり方

$$\frac{\text{豊明市に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%}}{\text{豊明市に住む65歳以上の方の人数}} = \text{豊明市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 69,900円(年額)}$$

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、15段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285 (0.45)*	19,900円 (31,400円)*
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が	80万円以下の方	31,400円 (45,400円)*
第3段階		80万円超 120万円以下の方	45,400円 (45,700円)*
第4段階		120万円超の方	62,900円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	69,900円 [基準額]
第6段階		80万円超の方	83,800円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	90,800円
第8段階		120万円以上 210万円未満の方	97,800円
第9段階		210万円以上 320万円未満の方	111,800円
第10段階		320万円以上 420万円未満の方	125,800円
第11段階		420万円以上 520万円未満の方	139,800円
第12段階		520万円以上 620万円未満の方	153,700円
第13段階		620万円以上 720万円未満の方	160,700円
第14段階		720万円以上 920万円未満の方	174,700円
第15段階		920万円以上 1,200万円未満の方	181,700円
		1,200万円以上の方	

あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

* () 内は公費負担による低所得者保険料負担軽減前の値。

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。
納め方は受給している年金^{*}の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。
^{*}受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方
→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 豊明市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。



忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

口座振替が便利ね

- 手続き**
- ① 介護保険料の**納付書、通帳、印かん（通帳届出印）**を用意します。
 - ② 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

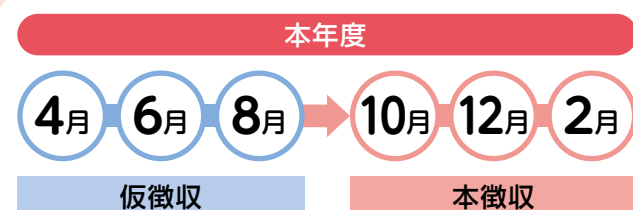
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方
→ 年金から **【天引き】** になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。
- 4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。



！ こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金が一時差し止めになった

など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。**督促手数料や延滞金**が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は市区町村の担当窓口にご相談しましょう。
減免や猶予が受けられる場合があります。

● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

介護保険サービス提供事業者一覧

(令和6年5月1日時点)

豊明市内のサービス事業所一覧

居宅介護支援事業所

勅使苑介護支援センター	〒470-1102	沓掛町勅使8番地51	95-0052
介護生活用品の専門店ふれあい	〒470-1151	前後町鎗ヶ名1885番地	97-7322
豊明市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	〒470-1116	新田町吉池18-3	91-1573
清水会ケアプランニングセンター 豊明	〒470-1101	沓掛町棧敷30-7	93-8417
豊明苑居宅介護支援事業所	〒470-1166	栄町大根1-143	98-2060
ニチイケアセンター豊明	〒470-1151	前後町善江1737 パルネス2号館3階	96-0377
介護相談所 よつば	〒470-1127	三崎町ゆたか台33番地20	91-6090
藤田医科大学居宅介護支援事業所	〒470-1192	沓掛町田楽ヶ窪1番地98 レストピアふじた3階	93-3706
ひびき居宅介護支援事業所 豊明	〒470-1101	沓掛町東門22番1	57-4001
アイケアプランニング	〒470-1167	栄町西大根30番地21	96-2111
ビビット居宅介護支援事業所	〒470-1127	三崎町ゆたか台35番地9	38-6371
サンセットプラン	〒470-1114	新田町広長23-1 101号	38-6021
居宅介護支援事業所 はる	〒470-1168	栄町南館254番地11	85-1065
みずのクリニック 居宅介護支援事業所 みやび	〒470-1152	前後町仙人塚1767番地	85-9883
清水会ケアプランニングセンター パルネス前後	〒470-1151	前後町善江1737番地 パルネス1号館2階	85-1771
れんこん	〒470-1161	栄町大原18番地18	57-1517

訪問介護

勅使苑ホームヘルプサービス	〒470-1102	沓掛町勅使8番地51 第2勅使苑内	95-2210
豊明市社会福祉協議会 ホームヘルプサービス	〒470-1116	新田町吉池18-3	91-3251
ニチイケアセンター豊明	〒470-1151	前後町善江1737 パルネス2号館3階	96-0377
訪問介護ステーション 幸せ	〒470-1161	栄町字西山18番地 コーポ朝2号室	97-6131
ヘルパーステーション めい	〒470-1151	前後町大代1605番地74	38-6352
サンセットケア	〒470-1114	新田町広長23-1 101号	38-6021
ニチイケアセンター井ノ花	〒470-1126	三崎町高鴨9番地9	91-4064
ヘルパーステーション はる	〒470-1168	栄町南館254番地11	85-1066
風ヘルパーステーション豊明	〒470-1141	阿野町大代118 セレクトハイツB棟201	57-0401

MMSアクト・アズ・ライフ 介護事業所	〒470-1125	三崎町中ノ坪13番13 サン服部C	93-7115
アイナ ケア ステーション	〒470-1126	三崎町高鴨2-3	95-5700
訪問介護本舗 快晴	〒470-1145	阿野町北上ノ山51-1 ジラソーレI 106	57-3037
ほなみヘルパーステーション	〒470-1122	西川町長田5-2 メゾンいずみII 103	57-2525
みずのクリニック 訪問介護ステーションみやび	〒470-1152	前後町仙人塚1767番地	85-9886

訪問リハビリテーション

医療法人 美月会 前後整形外科・内科クリニック	〒470-1148	阿野町滑55-1	98-1002
豊明第二老人保健施設	〒470-1101	沓掛町城塚1番地	95-2110

訪問看護

沓掛訪問看護ステーション	〒470-1101	沓掛町山新田50-1	95-3871
ひまり訪問看護ステーション	〒470-1161	栄町元屋敷55 スパークシティポルト1階	38-5120
みずのクリニック 訪問看護ステーション みやび	〒470-1152	前後町仙人塚1767番地	85-9881
藤田医科大学訪問看護ステーション	〒470-1192	沓掛町田楽ヶ窪1番地98	93-3707
訪問看護ステーション ねむの木	〒470-1141	阿野町大高道10-1 野村ハイツ106	38-5782
みんなのかかりつけ 訪問看護ステーション有松	〒470-1131	二村台1丁目30番地28 Regulus UL号室	85-1718

通所介護

勅使苑デイサービスセンター	〒470-1102	沓掛町勅使8番地105	95-0200
豊明苑デイサービスセンター	〒470-1166	栄町大根1-143	98-2039
ひまわりの丘デイサービスセン ター	〒470-1101	沓掛町山新田55番地1	91-2000
デイサービス よつば	〒470-1127	三崎町ゆたか台33番地20	93-7553
通所介護 なごみ	〒470-1101	沓掛町棧敷77番地1	91-5753
デイサービス アイナ	〒470-1126	三崎町高鴨2番地3	95-5700
デイサービスセンター楽人豊明	〒470-1101	沓掛町荒畑26番地279	91-3751
レッツ倶楽部豊明	〒470-1125	三崎町中ノ坪4-5 第二恵ビル1階	38-7015
和みます	〒470-1101	沓掛町荒畑26番57	57-7531
デイサービス ゴールドエイジ豊明	〒470-1154	新栄町三丁目299番地	85-6500
デイサービス リタライフ まごの手	〒470-1125	三崎町中ノ坪18番3	85-6683

通所リハビリテーション(デイケア)

前後介護リハビリセンター	〒470-1148	阿野町滑55-1	98-1002
藤田医科大学病院	〒470-1192	沓掛町田楽ヶ窪1番地98	93-2111

豊明第二老人保健施設	〒470-1101	沓掛町城塚1番地	95-2110
------------	-----------	----------	---------

福祉用具貸与 特定福祉用具販売

介護生活用品の専門店ふれあい	〒470-1151	前後町鎗ヶ名1885番地	97-7322
関谷株式会社 福祉用具貸与・販売事業部	〒470-1141	阿野町惣作13番地	92-5178
ニチイケアセンター 井ノ花	〒470-1126	三崎町高鴨9番地9	91-0031

介護老人保健施設 短期入所療養介護

豊明老人保健施設	〒470-1101	沓掛町棧敷30-7	93-8411
豊明第二老人保健施設	〒470-1101	沓掛町城塚1番地	95-2110

介護老人福祉施設 短期入所生活介護

特別養護老人ホーム 勅使苑	〒470-1102	沓掛町勅使8番地105	95-0200
特別養護老人ホーム 第二勅使苑	〒470-1102	沓掛町勅使8番地51	95-0280
特別養護老人ホーム 豊明苑	〒470-1166	栄町大根1-143	98-2121

短期入所生活介護

なごみの宿	〒470-1101	沓掛町荒畑26番57	57-7532
-------	-----------	------------	---------

特定施設入居者生活介護

特定施設ケアハウス勅使	〒470-1101	沓掛町山新田55番地1	91-2000
清水会 グリーンヒルズケア相生	〒470-1101	沓掛町山新田50番地1	93-6211
ケアタウン豊明	〒470-1125	三崎町中ノ坪24番地8	93-0151

近隣市町の主な入所施設一覧

介護老人保健施設 短期入所療養介護

清水会 まこと老人保健施設	〒458-0813	名古屋市緑区藤塚3丁目2604番地	052-878-9811
清水会 ひかり老人保健施設	〒458-0813	名古屋市緑区藤塚3丁目2802番地	052-878-4511
介護老人保健施設フジタ	〒458-0821	名古屋市緑区鳴海町尾崎山43番地640	052-623-3914
老人保健施設和合の里	〒470-0162	愛知県東郷町春木白土1-395	052-807-1500
老人保健施設かりや	〒448-0813	刈谷市小垣江町新庄33番地	0566-63-5100
介護老人保健施設キュア北崎	〒474-0002	大府市北崎町5丁目55番地	0562-44-1400

介護老人福祉施設 短期入所生活介護

特別養護老人ホーム なごやかハウス滝ノ水	〒458-0021	名古屋市緑区滝ノ水3丁目2103	052-895-7671
特別養護老人ホーム オーネスト鳴海	〒458-0801	名古屋市緑区鳴海町下汐田77-3	052-621-1133
特別養護老人ホーム さわやかなの郷	〒458-0821	名古屋市緑区鳴海町尾崎山43番地641	052-625-2915

特別養護老人ホーム かきつばたの里	〒458-0848	名古屋市緑区水広3丁目721番地	052-876-8885
特別養護老人ホーム 楓林花の里南館	〒459-8001	名古屋市緑区大高町上蜷池10番地	052-625-0294
特別養護老人ホーム 楓林花の里	〒459-8001	名古屋市緑区大高町上蜷池10番地	052-625-0294
特別養護老人ホーム 緑生苑	〒459-8001	名古屋市緑区大高町上蜷池14番地	052-625-1538
特別養護老人ホーム大高	〒459-8001	名古屋市緑区大高町東千正坊6番地	052-625-3314
愛厚ホーム東郷苑	〒470-0162	愛知県東郷町春木下正葉廻間4337-13	0561-39-0028
特別養護老人ホーム イースト・ヴィレッジ	〒470-0162	愛知県東郷町春木下鏡田446-1104	0561-38-1033
特別養護老人ホーム 洲原ほーむ	〒448-0001	刈谷市井ヶ谷町西石根1番地10	0566-36-8133
特別養護老人ホーム ヴェルバレー	〒448-0001	刈谷市井ヶ谷町石根1番地558	0566-36-1302
特別養護老人ホーム シルバーピアかりや	〒448-0813	刈谷市小垣江町白沢45番地	0566-24-7070
特別養護老人ホーム デイパーク大府	〒474-0011	大府市横根町箕手87番地の1	0562-43-7885

豊明市の地域密着型サービス事業所一覧

小規模多機能型居宅介護

くつかけの家	〒470-1101	沓掛町山新田106番地	91-3700
--------	-----------	-------------	---------

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

グループホーム ひびきの家豊明	〒470-1101	沓掛町東門22番地1	91-4001
グループホーム ファミリアおおくて	〒470-1111	大久伝町南58番地	93-5971
グループホームぴいす	〒470-1161	栄町大原31番地1	85-1710
グループホーム前後	〒470-1151	前後町大狭間1440番72	38-7811

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養） 短期入所生活介護

くつかけホーム	〒470-1101	沓掛町山新田106番地	91-3700
---------	-----------	-------------	---------

地域密着型通所介護（小規模デイ）

デイサービス めい	〒470-1151	前後町大代1605番地74	38-5266
デイサービスセンターほまれ	〒470-1141	阿野町大高道8番地1	96-1106
だんらんの家 豊明	〒470-1141	阿野町大高道28-1	97-3322
デイサービス らふ ガーデン	〒470-1148	阿野町滑30-1	77-8010